

# 「子育て応援！住宅整備事業補助金制度」が拡充されます！ 令和元年度より、ハウスメーカーでも対象となります。

町では、子育てしやすい環境整備のため、住宅の新築工事や増改築工事・リフォーム工事に対して、補助金制度があります。平成31年4月1日より、町内業者及び新築木造の規定を見直し、町内限定と木造限定を廃止します。

事業概要は次のとおりです。

## 事業概要

### 1. 補助対象者

- 当該年度4月1日現在で満18歳未満の子どもがいる世帯、又は補助の申請時点で妊婦のいる世帯。
- 静岡県の木造住宅建築助成事業との併用も可能です。
- 町内に住所を有し現に居住している者。（工事終了後、補助対象住宅に居住する意思をもって住民登録した者も対象）
- 住宅等の所有者及び居住者。（所有者が親・子の場合は可）
- 本人及び同一世帯員に町税等の滞納がない者。

### 2. 補助対象等

- 町内への住宅の新築工事。
- 町内の既存住宅の増改築工事・リフォーム工事。
- 100万円以上の工事を対象。
- 建築業者と契約を締結し当該年度の3月31日までに工事が終了。
- 対象者並びに対象建物への助成は、子育てファミリー住宅整備支援事業補助金制度及び本制度の使用は**1回を限度**とします。



### 3. 補助率

区分	補助金の対象経費	補助率（額）
新築工事	住宅の新築工事に要する経費	補助対象経費1/10 (15万円を限度)
増改築工事	既存住宅の増築工事、改築工事（住宅の一部を解体し造り替えること。）に要する経費	同上
リフォーム工事	既存住宅の機能や性能を維持向上させるため修繕、補修、模様替えに要する経費	同上

問い合わせ：役場健康福祉課福祉介護係 TEL 34-1937 FAX 34-1811

具体的な対象工事は裏面をご覧ください

## 補助対象工事一覧（例）

No.	対象	工 事 の 内 容	摘 要
1	○	新築工事	
2	○	増築・改築工事	
3	○	耐震補強・改修工事	
4	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
5	○	外壁・屋根、天井の断熱化工事	
6	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
7	○	壁紙や床の張替などの内装	
8	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
9	○	室内の建具等の交換	
10	○	バルコニーの設置	
11	△	バリアフリー改修（手すり設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	介護保険、障害者支援等を使用して整備した工事は対象外
12	○	風呂、台所、洗面台、トイレ等の水回り改修工事	
13	○	室内照明器具の設置	
14	△	エアコンの設置	壁埋込型であれば対象
15	○	コンセントの増設	
16	○	畳の取替（表替を含む）	
17	○	車庫・物置の設置及び増改築	
18	△	合併浄化槽の設置工事（新設は対象）	町の補助事業があるため、対象外
19	×	家庭電化製品の購入（設置・取付）	購入が主のため、対象外
20	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付）	内装工事と一体であれば対象
21	×	電話やインターネットの配線工事	対象外
22	×	造園・門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅外のため、対象外
23	△	住宅の解体工事（全部・一部）	増改築・リフォーム工事と一体であれば対象
24	×	住宅用太陽光発電システムの設置	町の補助事業があるため、対象外
25	○	給湯設備機器の設置	
26	○	給水・ガス配管工事	
27	○	その他、町長が特に認める工事	

### 制度については、いくつかの条件があります。

相談日 月～金（土日祭日を除く）午前9時～午後5時  
申し込み、お問合せは下記まで

**河津町役場 健康福祉課**

子育て応援住宅整備事業担当

電話 0558-34-1937